

消 防 計 画 書

(南海トラフ地震対策含む)

防火対象物名 特別養護老人ホームしあわせの家

(デイサービスセンターしあわせの家)

特別養護老人ホームしあわせの家 消防計画

平成 27年 2月 2日作成

第 1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、特別養護老人ホームしあわせの家の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

(1) この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である次の部分及び者に適用する。

ア 当該管理権原の及ぶ範囲は特別養護老人ホームしあわせの家とする。

イ 特別養護老人ホームしあわせの家 に勤務し、出入りするすべての者

ウ その他

(2) その他

3 防火管理業務の一部委託について [該当・非該当]

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 受託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表 9 「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、特別養護老人ホームしあわせの家の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

ア 建物	基礎部、外壁、内装、天井
イ 防火設備	防火シャッター、防煙たれ壁
ウ 避難施設	階段、避難口屋外避難スロープ
エ 電気設備	分電盤、屋外キュービクル、非常発電機
オ 危険物施設	
カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）	給湯設備、ガス設備、ボイラー
キ 消防用設備等	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、スプリンクラー

- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 職員等に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任)届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成(変更)届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点検結果報告	<u>1年</u> に1回(総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書)	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
(5) 防火対象物定期点検結果報告	<u>1年</u> に1回	管理権原者
(6) 其他	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は 全職員等 に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他（担当者の任務の確認方法等記入）

防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

2 自主的に行う検査・点検

- (1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表3『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、担当の火元責任者 がチェックする。

(ア) 「火気関係」のチェックは 毎日夕方の申し送り時 に行う。

(イ) 「閉鎖障害等」のチェックは 1日2回 行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック票（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者 がチェックする。

実施時期は、5月と10月の年2回 とする。

ウ その他（防火管理者が実施状況の確認について記入）

①防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

②消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、防火管理者が確認、検査を実施する。

- (2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、火元責任者 がチェックする。

イ 実施時期は、1月と7月の年2回 とする。

3 防火対象物の法定点検及び消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、宇摩消防設備保守点検センターに委託して行う。
- (2) 消防用設備等の法定点検は宇摩消防設備保守点検センターに委託して別表6により行う。
- (3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。
- (4) その他（建築基準法に定める定期調査について記入）

建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査実施時に立ち会わなければならない。

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

5 その他

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

(1) 職員等 は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 避難口、避難通路、階段には、物品（椅子、自動販売機等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ _____

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他（非常口等の管理状況、マスターキーの管理について記入）

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ その他

厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルターなどは定期的に清掃する。

調理担当者は、火気使用中は、絶対持ち場を離れない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

エ その他

(4) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
 - イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
 - ウ 建物内外の整理整頓を行う。
 - エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
 - オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
 - カ その他
宿直者による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。
-
-
-

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

利用者（入所、通所）の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入し収容人員を常時把握する

(2) 工事中の安全対策の樹立

- ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。
 - (イ) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
 - (ロ) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき
 - イ 工事人等の遵守事項
防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。
 - (イ) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
 - (ロ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (ハ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
 - (ニ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (ホ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。
 - (ヘ) その他
防火管理者の指示すること。
-

第6 自衛消防組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表7のとおりとし、この別表は、サービスステーション、職員更衣室、事務室の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

なお、従業員には、別に「防火管理マニュアル」を作成し、配付する。

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話により事務室へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 事務室の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

①放送文は別記2に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。〔自動火災報知設備と新基準により設置された非常放送設備が連動の場合〕

②自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1名以上を1Fサービスステーションに残し、他の者は消火器、マスターキーを持って現場へ急行する。

③現場に急行した職員は、内線電話等により事務所等に連絡する。また、事務所の職員は、現場から事務所等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある 消火器、屋内消火栓設備 を用いて消火する。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- イ 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- オ その他 エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

- ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- イ その他 空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。

(5) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ウ その他
原則として、東側駐車場に救護所を設置する。

(6) 救出、救護

- ア 応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。
- ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- ウ その他
チェンソー等危険が伴う資機材は、努めて機器の取り扱いに習熟した者が取り扱う。

3 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他

4 その他

ガス漏えい事故防止対策は、別に定める。

第8 地震対策（南海トラフ地震）

1 震災対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることとする。

2 組織の編成

南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織の編成と任務（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表7-2のとおりとし、この別表は、サービスステーション、事務所の見やすいところに掲示する。

3 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、信藤 貴宏とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

オ その他

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水	事務所、3階洗濯室
2 非常用食料（缶詰・乾パン等）	
3 医薬品	
4 懐中電灯	
5 携帯ラジオ	
6 携帯用拡声器	
7 救出用資機材	

(3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、利用者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 利用者 を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (イ) 利用者 を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所 (豊岡小学校) までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
- (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (エ) 避難誘導は、利用者 の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
- (オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- (カ) 避難誘導が完了したときには、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。
- (キ) その他

避難は一時避難場所の東側駐車場に集合し、人員確認後避難する。

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ウ その他

6 その他不測の事態

南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないとは判断されたときは、これによらないことができる。

7 訓練

隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

8 教育

隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (7) その他
-

9 広報

隊長が利用者等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、利用者同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (2) 正確な情報入手の方法
 - (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (6) その他
-

10 その他

- (1) 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 工事人に対する教育の徹底
 - イ 立入禁止区域の指定と職員等に対する周知徹底
 - ウ 避難経路の明確化
- (2) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対策を講じる。
 - ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。
 - イ 事業再開時には、火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者	
			防火管理者	火元責任者
新規採用者	採用時	採用時	○	○
常勤職員	5月 10月	年2回	○	
非常勤職員	採用時	採用時その他必要の都度	○	
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。			

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 自衛消防組織

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

(2) _____

3 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

- (ア) 職員等 が守るべき事項について
 (イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

防災マニュアルの徹底に関すること。消防機関が行う防災講演会に参加する。

(2) 防災教育の実施方法

- ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。
 イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。
 ウ その他 _____

(3) その他 _____

第10 津波への対応

1 災害の特徴

(1)津波の特徴

ア 津波が到達するまでの時間

四国中央市が平成25年7月に公表した南海トラフ巨大地震等の津波1mの到達時間は231分で、最高津波水位は、3.6mとされています。

イ 津波は速い

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

ウ 小さな地震でも大きな津波が発生

揺れをあまり感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合があります。

エ 津波は繰り返し来襲する

津波は繰り返し来襲し、第1波後にさらに大きな津波が襲ってくる可能性もあります。津波警報や注意報が解除されるまでは、警戒をゆるめてはいけません。

(2)津波災害の特徴

ア 施設内の混乱

利用者の中には大声を出したり、施設内を歩き回るなど騒然とした状況になる可能性があります。

イ 浸水による施設や設備の損傷・故障

ウ 落下物や備品等の転倒による備品等の破損

エ 外部との連絡途絶・孤立状態の継続

- ① 電話が繋がらない
- ② 電気・ガス・水道等の供給停止
- ③ 道路等の寸断

2 津波警報等発令時の対応

津波の規模や発生原因によっては、到達前に警報等が発令され、事前にある程度対処することも可能です。一方で津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、安全な場所、少しでも高い場所に避難することを第一に考えましょう。

(1)情報の収集と発信

ラジオ・テレビ、四国中央市安全・危機管理課、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から正確な情報を入手し、的確な指示を行う。

(2) 対応の指示

館内放送等で冷静な対応を指示する。

(3) 職員の参集・召集と体制の確保

職員を招集し、体制を確保する。職員は、定められた役割の任務につき、避難等の対応ができるように準備を進める。

3 津波発生時の対応

津波の規模や発生原因によっては、津波の発表前に津波が到達することもあり、早急に避難の判断を行う必要があります。

東日本大震災では、地震発生後40分で最大7.7mの津波が到達しています。介護施設では、自力での避難が困難な方が多いことから早めの避難が必要になります。

4 避難

(1) 避難の決定

責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。

(2) 避難の実施

ア 施設内の屋上等に避難できる場合

限られた職員、利用可能な器具、備蓄品等を利用して利用者の安全を確保する。

イ 施設外に避難する場合

①あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から、最も安全な避難場所・避難経路を決定する。避難場所を選ぶ際は、可能な限り高い場所を選ぶ。

②避難に際し人手が不足する場合や避難の実施が困難な場合は、近隣の住民の方、自治会、消防団等に協力を要請する。

③避難にあたっての注意事項

- a. 地震の後は、ガラスの破片などが周囲に散乱しているため、底が厚い靴を履く。
- b. 移動は、座布団等で頭部を保護し、軍手等で手を保護する。
- c. 利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりしないようにロープを使って、集団を囲む。
- d. 避難を開始したら、再び施設内には戻らない。
- e. 警報・注意報の解除されるまで、避難場所を離れない。

5 避難後

(1) 利用者の確認

ア 避難所に到着したら、直ちに利用者等の安否及び状況を確認する。

イ 施設からの避難者が分かるようにし、混乱を防止する。

(2) 負傷者の手当て・病院への搬送認

利用者がケガをしていないか、体調を崩していないか状況を確認し、ケガ等に対しては応急処置を行います。病院受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行います。

(3) 健康管理

被災によるショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は、体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

(4) 情報収集

避難後も情報収集を行い、警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れないようにする。

(5) 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。引継ぎに際しては、引取者名や日時等を記録する。

6 施設の再開

利用者が精神的に立ち直るためにも、施設が早期に再開し生活リズムを取り戻すことが大切です。施設や施設周辺の安全性を確認し、早期の再開を目指す。

第11 訓練

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

訓練の種別	訓練の種別	備 考
消火訓練	5月 10月	・その他の訓練は安全防護及び応急救護訓練を実施する。 ・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。
通報訓練	5月 10月	
避難訓練	5月 10月	
その他の訓練	月 月	
総合訓練	5月 月	

(2) 訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

(3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

(4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 職員等 利用者（ローテーションを組み全職員が体験できるようにする。）

(5) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ その他 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ その他 訓練指導者は補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認すること。

(3) 訓練終了後

使用資機材収納時には、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

(1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、別表8「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

(2) その他 防火管理者は、訓練終了後、訓練内容等について、検討会を開催する。